

教職大学院評価基準 新旧対照表

改正案	現行	備考
<p>I 総則</p> <p>1 評価の目的</p> <p>一般財団法人教員養成評価機構（以下「機構」という。）が、教職大学院を置く大学からの求めに応じて、教職大学院に対して実施する評価において、我が国の教職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的とする。</p> <p>機構は、教職大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 教職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、教職大学院の教育活動等について評価を実施し、評価結果を当該教職大学院にフィードバックすること。<u>また、評価を受けた教職大学院のさらなる発展のための動機付けとなること。</u></p> <p>(3) 教職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、教職大学院の教育活動等の状況を明らかにし、「長所として特記すべき事項」については、積極的に具体的内容を記述することによって、それらを社会に示すこと。</p>	<p>I 総則</p> <p>1 評価の目的</p> <p>一般財団法人教員養成評価機構（以下「機構」という。）が、教職大学院を置く大学からの求めに応じて、教職大学院に対して実施する評価においては、我が国の教職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的とする。</p> <p>機構は、教職大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 教職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、教職大学院の教育活動等について<u>多面的な</u>評価を実施し、評価結果を当該教職大学院にフィードバックすること。</p> <p>(3) 教職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、教職大学院の教育活動等の状況を<u>多面的に</u>明らかにし、「長所として特記すべき事項」については、積極的に具体的内容を記述することによって、それらを社会に示すこと。</p>	<p>字句の削除</p> <p>文言削除・追加</p> <p>認証評価の目的として「さらなる発展のための動機付け」を追加。</p> <p>文言削除</p>

<p>2 評価基準の性質及び機能</p> <p>評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する大学評価基準として定めるものである。</p> <p>評価基準は、「専門職大学院設置基準」（平成15年文部科学省令第16号）及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省令第53号）を踏まえて、機構が教職大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下「適格認定」という。）をする際に、教職大学院として満たすことが必要と考えられる要件及び当該教職大学院の目的に照らして教育活動等の状況を分析するための内容を定めるものである。</p> <p>評価基準は、10の「基準領域」から成り、その下に「基準」が設定されている。「基準」は、各基準の細則である「基本的な観点」のいくつかを含む。</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p>	<p>2 評価基準の性質及び機能</p> <p>評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する大学評価基準として定めるものである。</p> <p>評価基準は、「専門職大学院設置基準」（平成15年文部科学省令第16号）及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省令第53号）を踏まえて、機構が教職大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下「適格認定」という。）をする際に、教職大学院として満たすことが必要と考えられる要件及び当該教職大学院の目的に照らして教育活動等の状況を<u>多面的に</u>分析するための内容を定めるものである。</p> <p>評価基準は、10の「基準領域」から成り、その下に「基準」が設定されている。「基準」は、各基準の細則である「基本的な観点」のいくつかを含み、その内容により次の2つのレベルに分類される。</p> <p><u>（レベルⅠ）各教職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。</u></p> <p><u>（レベルⅡ）各教職大学院において、定められた内容に関する措置を講じていることが期待されるもの。</u></p> <p><u>ただし、レベルⅠにおいて、基準が「満たされている」と判断するに当たって、必ずしも関係する「基本的な観点」項目をすべて満たしていることを条件とはしていない。</u></p>	<p>文言削除</p> <p>レベル分け廃止のため削除</p> <p>将来「先進的」「卓越」など優れた取組を高く評価する仕組みを設ける予定。その前提として「基準」にレベルⅠ、Ⅱがあるのは構造的に分りにくいため、「基準」のレベルをなくしてフラットにする。評価基準に相応しい事項という点では現行レベルⅡの「基準」もレベルⅠの「基準」と同様であることから残す。</p>
--	--	---

<p>3 「適格認定」の要件等 評価結果については、次の2通りで判断する。 1) 「基準」をすべて満たす場合は、「教職大学院評価基準に適合している。」と評価する。 2) 「基準」を1つでも満たしていない場合は、「教職大学院評価基準に適合していない。」と評価する。 各教職大学院は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に「適格認定」が与えられる。評価基準に適合していると認められるためには、前述の「基準」をすべて満たさなければならない。 <u>削除</u></p> <p><u>「適合」もしくは「不適合」の判定しきれない基準が1つでもある場合、その基準の改善が見込まれる場合は、認定を「保留」することができる。</u> <u>「保留」の場合は、次年度以降において大学（教職大学院）から改善状況に関する報告を求め、機構において基準のすべてを「適合」と判断した後、最初に評価結果を決定した日に遡り「適格認定」が与えられる。なお、「保留」に関する手続等については、機構において別途定めるものとする。</u> (省略)</p>	<p>3 「適格認定」の要件等 評価結果については、次の2通りで判断する。 1) <u>レベルⅠの「基準」</u>をすべて満たす場合は、「教職大学院評価基準に適合している。」と評価する。 2) <u>レベルⅠの「基準」</u>を1つでも満たしていない場合は、「教職大学院評価基準に適合していない。」と評価する。 各教職大学院は、評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合に「適格認定」が与えられる。評価基準に適合していると認められるためには、前述の<u>レベルⅠに分類される「基準」</u>をすべて満たさなければならない。 <u>一方、レベルⅡに分類される「基準」は、評価結果（適格認定の有無）には、直接かわらないが、当該教職大学院の充実度を示している。</u></p> <p><u>追加</u></p> <p>(省略)</p>	<p>レベル表記削除 レベル表記削除 文言削除 レベル分け廃止のため削除</p> <p>「保留」の追加 現行基準に「適合」「不適合」以外の扱いがなかったため設けるもの。「保留」の対象は、改善の状況を確認することで「適格」が見込める場合であることが前提。</p>
--	---	--

<p>4 評価基準の基本的な考え方</p> <p>(3) 評価の対象となる教職大学院における特色ある教育等の進展に資する観点から評価項目を定めていること。</p> <p><u>削除</u></p> <p>(5) 各基準領域に、「長所として特記すべき事項」を加え、その具体的内容を記述し、広く紹介することにより、教職大学院の特色を支え、<u>促し、働きかける機能</u>を持たせていること。</p>	<p>4 評価基準の基本的な考え方</p> <p>(3) 評価の対象となる教職大学院における特色ある教育等の進展に資する観点から評価項目を定めていること。</p> <p><u>(5) 各基準領域における「基準」は、その内容により、上記2のとおり2つのレベルに分類され、このことを踏まえた評価結果が、適格認定の適否にとどまらない質の高さを示すものともなりうるものであること。</u></p> <p>(6) 各基準領域に、「長所として特記すべき事項」を加え、その具体的内容を記述し、広く紹介することにより、<u>各教職大学院の特色づくり</u>を支え、<u>促す働きかけの機能</u>を持たせていること。</p>	<p>字句の修正</p> <p>レベル分け廃止のため削除</p> <p>番号変更、字句の修正</p>
--	--	--

II 教職大学院評価基準	II 教職大学院評価基準	
基準領域 1：理念・目的	基準領域 1：理念・目的	
(基準) 1-1： ○ 教職大学院の理念・目的が法令に基づいて明確に定められていること。	(基準) 1-1： <u>レベル I</u> ○ <u>当該教職大学院の理念・目的が法令に基づいて明確に定められていること。(1-1-1)</u>	レベル表記削除、観点番号削除 (以下同じ)、字句の修正、
1-1-1：理念・目的は、学校教育法第99条第2項、専門職大学院設置基準第26条第1項等に基づいて明確に定められているか。	1-1-1：理念・目的が、学校教育法第99条第2項、専門職大学院設置基準第26条第1項等に基づいて明確に定められているか。	字句の修正
1-2： ○ <u>教職大学院のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが制定され、ポリシー間に整合性があること。</u>	1-2： <u>レベル I</u> ○ <u>人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が明確になっていること。(1-2-1)</u>	○ 3つのポリシーの明記
1-2-1： <u>互いに整合性のある3つのポリシーが制定されており、人材養成の目的及び修得すべき知識・能力等が明確になっているか。</u>	1-2-1：人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が、 <u>教員養成を主たる目的とする既設の大学院修士課程のものと、適切に区別されており、それぞれの性格が明確になっているか。</u>	文言追加・削除 ○ 教職大学院への移行に伴い、修士課程との区別に関しては削除
1-2-2： <u>教職大学院が生涯にわたる職能形成を支える設定となっているか。あるいは、特定のキャリアステージに特化する場合は、特化する理由、得られる特徴が明示されているか。</u>	<u>追加</u>	観点追加 ○ 有識者会議 中長期的な方針を反映。それぞれの教職大学院が掲げる役割を、明確に示しているかを求めるもの

基準領域 2 : 学生の受入れ	基準領域 2 : 学生の受入れ	
<u>削除</u>	<u>(基準)</u> <u>2-1 : レベル I</u> <u>○ 人材養成の目的に応じた入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー) が明確に定められていること。(2-1-1)</u>	基準 1-2 に統合
<u>削除</u>	<u>2-1-1 : 入学者受入方針が明確に定められているか。</u>	
<u>(基準)</u> <u>2-1 :</u> <u>○ アドミッション・ポリシーに基づき、公平性、平等性、開放性が確保され、適切な学生の受入れが実施されていること。</u>	<u>2-2 : レベル I</u> <u>○ 入学者受入方針に基づき、公平性、平等性、開放性が確保され、適切な学生の受入れが実施されていること。(2-2-1、2-2-2)</u>	基準番号変更 文言整理
<u>2-1-1 : アドミッション・ポリシーに基づき、学習履歴や実務経験等を的確に判断できる入学者選抜方法及び審査基準が定められ、機能しているか。</u>	<u>2-2-1 : 入学者受入方針に基づき、学習履歴や実務経験等を的確に判断できる入学者選抜方法及び審査基準が定められ、機能しているか。</u>	観点番号変更、文言整理
<u>2-1-2 : 入学者選抜は、適切な組織体制により公正に実施されているか。</u>	<u>2-2-2 : 入学者選抜が、適切な組織体制により公正に実施されているか。</u>	観点番号変更、字句の修正
<u>2-1-3 : 1年履修として学生を受け入れる場合、根拠となる事由が適切に確認されているか。</u>	<u>追加</u>	観点追加 ○教職大学院の修学年限の基本は2年であり、特例である1年履修としている場合について、1年履修とする根拠が明確であるか、特に求めるもの。
<u>2-2 :</u> <u>○ 実入学者数が、入学定員と比較して適正であること。</u>	<u>2-3 : レベル I</u> <u>○ 実入学者数が、入学定員と比較して適正であること。(2-3-1)</u>	基準番号変更

2- <u>2</u> -1 : (省略)	2- <u>3</u> -1 : (省略)	観点番号変更
-----------------------	-----------------------	--------

<p>基準領域 3 : 教育の課程と方法</p>	<p>基準領域 3 : 教育の課程と方法</p>	
<p>(基準) 3-1 : ○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、<u>理論と実践が往還・融合する教育</u>に留意した体系的な教育課程が編成されていること。</p>	<p>(基準) 3-1 : <u>レベル I</u> ○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、<u>理論的教育と実践的教育の融合</u>に留意した体系的な教育課程が編成されていること。(3-1-1)</p>	<p>文言整理</p>
<p>3-1-1 : 教育課程 (1) 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい教育課程編成となっているか。<u>また、教育課程連携協議会等で検討されたものになっているか。</u> (2) <u>教科領域を設けている場合は、教科内容に特化した教育にならないように、教科指導法や教材研究など教科指導力の育成に留意した教育課程編成となっているか。</u></p>	<p>3-1-1 : 教育課程 (1) 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい教育課程編成となっているか。 <u>追加</u></p>	<p>○ 専門職大学院設置基準第六条の二 (平成三十一年四月施行) 学校教育法第百十条第二項に規定する基準 教育課程に関すること (教育課程連携協議会に関することを含む)・・・が規定されたことに伴うもの ○ 有識者会議 中長期的な方針を反映し観点追加 教科領域の教育は「各教科等において、新学習指導要領で①知識及び技能、②思考力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱に基づいて整理された資質・能力を児童生徒に身に付けさせることができるような教育」と示されている。</p>

<p>(3) <u>実習科目とその他の授業科目のつながりが明確であり、探究的な省察力を育成できる体系的な教育課程の編成となっているか。</u></p> <p>(4) <u>共通に開設すべき授業科目の5領域について、それぞれに適切な科目が設置され、履修することが可能となっているか。</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>(5) <u>質の高い授業やカリキュラム・マネジメントの展開、また、今日の児童・生徒の実態に対する理解の深化など現代的教育課題を反映した教育課程となっているか。</u></p> <p>(6) <u>学部段階の教職課程における学びとの接続が意識された教育課程となっているか。</u></p>	<p>(2) <u>理論と実践を往還する探究的な省察力の育成を図ることのできる体系的な教育課程編成となっているか。</u></p> <p>(3) <u>「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省令第53号)第8条に規定する共通に開設すべき授業科目の5領域について、それぞれ適切な科目が開設され、履修することが可能なようになっているか。</u></p> <p>(4) <u>各教職大学院で独自に開設するコース(分野)別選択科目が、共通科目の土台の上に、専門職としての高度の実践的な問題解決能力・開発能力を有する人材養成にふさわしい科目編成がなされているか。</u></p> <p><u>追加</u></p> <p><u>追加</u></p>	<p>番号変更、文言整理</p> <p>番号変更、文言削除・修正</p> <p>観点削除 (2)の体系的教育課程編成と被るため</p> <p>有識者会議 中長期的な方針を反映し2観点を追加 ○「質の高い授業やカリキュラム・マネジメントの展開」は、不変の教育課題であり、「また、・・・」以下は、現代的教育課題。「今日の児童・生徒の実態」の例示としては、いじめ、不登校、発達障害、貧困、LGBTなど。 ○学部教育と教職大学院の教育課程の一貫性。教職大学院と</p>
---	---	--

		同じ大学からの持ち上がりだけではなく、他大学の学部からの接続を含む。
3-2: ○ 教育課程を展開するにふさわしい授業内容、授業方法・形態が整備されていること。	3-2: <u>レベル I</u> ○ 教育課程を展開するにふさわしい授業内容、授業方法・形態が整備されていること。 <u>(3-2-1)</u>	
3-2-1: 授業内容、授業方法・形態 (1) (省略) (2) 授業方法・形態は、教育課題の解決を図る条件・方法を探る事例研究、 <u>ワークショップやフィールドワーク等により適切なものとなっているか。</u> (3) <u>授業開設の規模等、授業方法・形態が、教育効果を十分得られるものとなっているか。</u> (4) 学生の学習履歴、実務経験等に配慮した授業内容、教育方法・形態となっているか。例えば、 <u>現職教員学生と学部新卒学生それぞれの特性に配慮して、共修、別修となっているか。</u> (5) 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。	3-2-1: 授業内容、授業方法・形態 (1) (省略) (2) 授業方法・形態は、教育課題の解決を図る条件・方法を探る事例研究 <u>やワークショップ、実地に調査・試行を行いその成果を発表・討議するフィールドワーク等の、適切な教育方法によって行われているか。また、専攻分野に応じて、双方向、多方向に行われる討論もしくは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。</u> (3) <u>ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっているか。</u> (4) 学習履歴、実務経験等に配慮した授業内容、授業方法・形態となっているか <u>(例えば、現職教員学生と学部新卒学生がお互いの特性を生かし協働しながら学び合いを進める取組や現職教員学生と学部新卒学生の特性を配慮し区別した取組などが考えられる。)</u> (5) 教育課程の編成の趣旨に沿って <u>1年間の授業計画、授業の内容・方法、単位認定の仕方等が明記された適切なシラバスが作成され、活用され</u>	文言整理 文言整理 ○クラスサイズだけに限定しない表記 共修、別修に文言整理 ○中央教育審議会答申を反映した表記 文言削除

	ているか。	
3-3 : ○ 教職大学院にふさわしい実習科目が設定され、適切な指導がなされていること。	3-3 : <u>レベル I</u> ○ 教職大学院にふさわしい実習が設定され、適切な指導がなされていること。 <u>(3-3-1)</u>	文言追加
3-3-1 : 学校等における実習 (1) <u>実習科目は、学校の教育活動全体について総合的に体験し、省察する機会が設けられているか。</u> (2) <u>実習科目は、実習の時期、系統性等に配慮し、主体的に取り組むことのできる内容となっているか。</u> (3) <u>実習科目は、適切な学校種等及び数が確保され、学校との連携が整っているか。</u> (4) <u>連携協力校に対し、実習の目的及び実施方法等が適切に周知されているか。</u> (5) (省略) (6) 現職教員学生が現任校において <u>長期の実習を行う場合、日常業務に埋没しないための配慮が</u>	3-3-1 : 学校等における実習 (1) <u>例えば教育課程、教科指導、学級経営、学校経営、生徒指導、進路指導などをはじめ、学校の教育活動全体について総合的に体験し、省察する機会が設けられているか。</u> (2) <u>教科指導や生徒指導、学級経営等の課題や問題に関し、自ら企画・立案した解決策を体験・経験することにより、自ら学校における課題に主体的に取り組むことのできる資質を養うようなものになっているか（実習の時期、系統性、内容など）。</u> (3) <u>実習を行うための連携協力校について、適切な学校種等（例えば実習内容に合致した規模や性格、指導者の存在など）及び数が確保され、実習のテーマ、計画、体制、評価等の連携が整えられているか。</u> (4) <u>連携協力校に対し、実習の目的及び実施方法等、学部実習との差異、教職大学院で学ぶことの意義やそこで得られる知識・能力が適切に周知・説明されていて、大学との共通理解が得られているか。</u> (5) (省略) (6) 現職教員学生が現任校で実習を行う場合、日常業務に埋没しないための配慮がなされている	文言整理 ○実習科目のやり方が教職大学院によってさまざまであるため、細部にわたる観点があてはまらないことが多く、全般に大きくまとめた表記に変更。

<p>なされているか。</p> <p>(7) <u>現職教員学生が他校において長期の実習を行う場合、教員組織、校内研究組織等に円滑に馴染める配慮がなされているか。</u></p> <p>(8) <u>実習の全部ないし一部の免除措置を行う場合、適切な判断方法及び基準を設けて措置決定が行われているか。また、決定においては、合理的な根拠・資料に基づいた説明がなされているか。</u></p> <p>(9) <u>実習科目は、教員免許未取得学生、学部新卒学生、社会人経験学生、現職教員学生等多様な背景を持つ学生に対する区別と配慮が講じられているか。</u></p> <p>(10) <u>学校以外（教育行政機関、教育センター等）で実習を行う場合、実施の内容、方法、評価方法等が適切に設定され、教職大学院側の指導体制が整っているか。</u></p>	<p>か。</p> <p><u>追加</u></p> <p>(7) <u>実習の免除（全部ないし一部）措置を行う場合、例えば教職経験の内容と履修コースの実習内容とを照らし合わせる事等、適切な判断方法及び基準を設けて措置決定が行われているか。また、その措置決定について合理的な根拠・資料にもとづいた説明がなされているか。</u></p> <p>(8) <u>免許未取得学生、学部新卒学生、社会人経験学生、現職教員学生など、多様な背景を持つ学生に対する区別と配慮が講じられているか。</u></p> <p>(9) <u>学校以外（教育行政機関、教育センターなど）で実習を行う場合、実習設計（内容・方法・評価）や大学側の指導体制が整っているか。</u></p>	<p>観点追加</p> <p>○現職教員学生の他校実習の困難さにも配慮</p> <p>番号変更、文言整理</p> <p>番号変更・文言整理</p> <p>番号変更・文言整理</p>
<p>3-4 :</p> <p>○ 学習を進める上で適切な指導が行われていること。</p>	<p>3-4 : <u>レベル I</u></p> <p>○ 学習を進める上で適切な指導が行われていること。<u>(3-4-1)</u></p>	
<p>3-4-1 : 履修指導</p> <p>(1) <u>履修科目の登録の上限設定、学生の履修に配慮した時間割の設定等、単位の実質化への配慮がなされているか。</u></p> <p>(2) <u>夜間その他特定の時間、時期に授業を行う方法をとる場合、履修、授業の実施方法、学生の負担程度について、適切な措置がとられている</u></p>	<p>3-4-1 : 履修指導</p> <p>(1) <u>履修科目の登録の上限設定等の取組や学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等、単位の实質化への配慮がなされているか。</u></p> <p>(2) <u>夜間その他特定の時間・時期に授業を行う方法を採る場合、そのための履修や授業の実施方法、学生の負担程度について、適切な措置がと</u></p>	<p>文言削除</p> <p>字句の修正</p>

<p>か。</p> <p>(3) 遠隔教育を行う場合、面接授業若しくはメディアを<u>活用</u>して行う授業の方法が整備され、適切な指導が行われているか。また、そのための学習支援、教育相談が適切に行なわれているか。</p> <p>(4) オフィスアワー等個別の学生指導のための<u>機会</u>が確保されているか。</p> <p>(5) 履修モデルに対応し、組織的な履修指導のプロセスが明確になっているか。また、<u>個々の</u>学生の学習プロセスを把握し、支援する仕組みが適切であるか。</p> <p><u>削除</u></p>	<p>られているか。</p> <p>(3) 遠隔教育を行う場合には、面接授業（<u>スクーリング</u>）もしくはメディアを<u>利用</u>して行う授業の<u>実施</u>方法が整備され、適切な指導が行われているか。また、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。</p> <p>(4) オフィスアワー等個別の学生指導のための<u>時間</u>が確保されているか。</p> <p>(5) 履修モデルに対応し、組織的な<u>教育</u>（履修指導）のプロセスが明確になっているか。また<u>一人一人</u>の学生の学習プロセスを把握し、支援する仕組みが適切であるか。</p> <p>(6) TA（ティーチング・アシスタント）等を用いた授業が行われている場合には、<u>適切な運用</u>がなされているか。</p>	<p>字句の修正</p> <p>文言整理</p> <p>字句の修正</p> <p>観点削除 ○TAの活用実績等が少ないため。</p>
<p>3-5 :</p> <p>○ 成績評価・単位認定、修了認定が大学院の水準として適切であり、有効なものとなっていること。</p>	<p>3-5 : <u>レベルI</u></p> <p>○ 成績評価や単位認定、修了認定が大学院の水準として適切であり、有効なものとなっていること。 <u>(3-5-1)</u></p>	<p>字句の修正</p>
<p>3-5-1 : <u>成績評価等</u></p> <p>(1) 教職大学院の目的に応じた成績評価基準、<u>修了認定基準</u>が策定され、学生に周知されているか。</p> <p>(2) 成績評価基準、修了評価基準に従って、成績評価・単位認定、修了認定が適切に実施されているか。また、成績評価等の妥当性を担保するための措置が講じられているか。</p>	<p>3-5-1 : 成績評価</p> <p>(1) <u>各</u>教職大学院の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が<u>組織として</u>策定され、学生に周知されているか。</p> <p>(2) 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、<u>単位認定</u>、修了認定が適切に実施されているか。また、成績評価等の妥当性を担保するための措置が講じられているか。</p>	<p>字句の追加 文言整理</p> <p>字句の修正</p>

<p>基準領域 4：学習成果・効果</p> <p>(基準)</p> <p>4-1:</p> <p>○ 教職大学院の目的及び<u>ディプロマ・ポリシーに照らして、在学生における学習の成果・効果が上がっていること。</u></p>	<p>基準領域 4：学習成果・効果</p> <p>(基準)</p> <p>4-1：<u>レベル I</u></p> <p>○ <u>各教職大学院の<u>人材養成の目的及び修得すべき知識・能力に照らして、学習の成果や効果が上がっていること。</u>(4-1-1、4-1-2、4-1-3、4-1-4)</u></p>	<p>文言修正</p>
<p>4-1-1：単位修得、修了の状況、資格取得の状況等から判断して、<u>在学生の学習の成果・効果が上がっているか。</u></p>	<p>4-1-1：単位修得、修了の状況、資格取得の状況等から判断して、<u>教職大学院の目的に照らした学習の成果や効果が上がっているか。</u></p>	<p>文言整理</p>
<p>4-1-2：<u>在学生の学習成果・効果を把握する仕組みを有し、それが適切に機能しているか。</u></p>	<p>4-1-2：<u>学生の学習成果・効果の全般についての概要が把握できているか。</u></p>	<p>文言整理</p>
<p>4-1-3：<u>ディプロマ・ポリシーに照らした進路状況となっているか。</u></p>	<p>4-1-3：<u>修了生の教員就職等進路状況の実績、成果から判断して、教職大学院の目的に照らした学習の成果や効果が上がっているか。</u></p>	<p>○学校教育法第百十条第二項に規定する基準において、学修の成果に関すること（進路に関することを含む）が追加されたことによる文言整理</p>
<p><u>削除</u></p>	<p><u>4-1-4：教職大学院における学習の成果を示す課題研究等の内容が、教職大学院の目的に照らした内容になっているか。</u></p>	<p>4-2に移動</p>
<p>4-2:</p> <p>○ 修了生が教職大学院で得た学習の成果が学校等に還元されていること。また、その成果の把握に努めていること。</p>	<p>4-2：<u>レベル I</u></p> <p>○ 修了生が教職大学院で得た学習の成果が学校等に還元できていること。また、その成果の把握に努めていること。<u>(4-2-1、4-2-2、4-2-3)</u></p>	<p>字句の修正</p>

<p>4-2-1 : 修了生の赴任先の学校関係者・教育委員会等からの意見聴取等<u>を行い、学習の成果・効果等が把握されているか。</u></p>	<p>4-2-1 : 修了生の赴任先の学校関係者・教育委員会等からの意見聴取等<u>の結果から判断して、教職大学院の目的に照らした学習の成果や効果が上がっているか。</u></p>	<p>文言整理</p>
<p>4-2-2 : 学生の課題研究等が、<u>地域、学校における教育活動の改善に資するものとなっているか。</u></p>	<p>(4-1 から移動)</p>	<p>文言整理</p>
<p>4-2-3 : <u>短期的な観点及び数年を経た長期的な観点から見て、修了生が、赴任先等での教育研究活動において教育実践、課題解決等に貢献できているか。あるいは、教職大学院はその把握に努めているか。</u></p>	<p>4-2-2 : 修了生が、赴任先等での教育研究活動<u>や教育実践課題解決等に貢献できているか。</u></p>	<p>観点の統合（現行4-2-2, 4-2-3）</p>
<p><u>削除</u></p>	<p>4-2-3 : 修了生が、<u>短期的な観点及び数年を経た長期的な観点から見て、成果があったと振り返ることができているか。</u></p>	<p>観点の統合（現行4-2-2, 4-2-3）</p>

基準領域 5 : 学生への支援体制	基準領域 5 : 学生への支援体制	
(基準) 5-1 : ○ 学生相談・助言体制、キャリア支援等が適切に行われていること。	(基準) 5-1 : <u>レベル I</u> ○ 学生相談・助言体制、キャリア支援等が適切に行われていること。 <u>(5-1-1、5-1-2、5-1-3、5-1-4、5-1-5、5-1-6)</u>	
5-1-3 : 特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、障害のある学生等)への学習支援、生活支援等が適切に行われているか。	5-1-3 : 特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、障害のある学生等が考えられる)への学習支援、生活支援等が適切に行われているか。	文言削除
5-2 : ○ 学生への経済支援等が適切に行われていること。	5-2 : <u>レベル II</u> ○ 学生への経済支援等が適切に行われていること。 <u>(5-2-1)</u>	
5-2-1 : 学生が在学期間中に教職大学院の課程の履修に専念できるよう <u>経済的な支援体制が整っているか</u> 。特に、 <u>教職大学院独自に整備されているか</u> 。	5-2-1 : 学生が在学期間中に教職大学院の課程の履修に専念できるよう、 <u>経済的支援体制が整備されているか</u> 。特に教職大学院独自に整備されているか。	字句の修正

基準領域 6 : 教員組織	基準領域 6 : 教員組織	
<p>(基準) 6-1 : ○ 教職大学院の運営に必要な教員が適切に配置されていること。</p>	<p>(基準) 6-1 : <u>レベル I</u> ○ 教職大学院の運営に必要な教員が適切に配置されていること。<u>(6-1-1、6-1-2、6-1-3、6-1-4、6-1-5、6-1-6、6-1-7)</u></p>	
<p>6-1-2 : 教職大学院の運営に必要な教員が確保されているか。また、専任教員が、専門職大学院設置基準に規定された必要な専任教員の数以上置かれているか。</p>	<p>6-1-2 : 教職大学院の運営に必要な教員が確保されているか。また、<u>それらの教員のうちには、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関して高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員が、専門職大学院設置基準に規定された必要な専任教員の数 (以下「必要専任教員数」という。) 以上置かれているか。</u></p> <p><u>(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者</u></p> <p><u>(2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者</u></p> <p><u>(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</u></p>	<p>文言整理</p> <p>○設置基準に記載される文言との重複を整理。</p>

<p><u>削除</u></p>	<p><u>6-1-3：教員の過去5年間程度における教育上又は研究上の業績等（教育上の業績とは、例えば教育活動歴、教育上の方法・内容・評価・教材に関する開発・工夫など）、各教員がその担当する専門分野について、教育上の経歴・経験及び指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されているか。</u></p>	<p>観点削除 ○教員の業績等の開示については大学・大学院本体の認証評価に係るものと捉え基準6-1の観点から削除する。 教職大学院の認証評価では組織構成員のバランス等を確認するため、概ね過去5年程度の業績等資料を求めている。 また、業績や指導実績の公開・相互交流をFD活動として捉え、今回観点9-2-2を追加している。</p>
<p>6-1-<u>3</u>：(省略)</p>	<p>6-1-<u>4</u>：(省略)</p>	<p>観点番号変更</p>
<p>6-1-<u>4</u>：多様な教員の雇用形態（例えば、<u>みなし専任教員、任期付教員等</u>）を活用して、<u>実践現場との関係の強化が図られているか。</u></p>	<p>6-1-<u>5</u>：多様な教員の雇用形態（例えば、<u>みなし教員、任期付教員等</u>）を活用して、<u>実践現場の動きを恒常的に導入するような配慮を行っているか。</u></p>	<p>観点番号変更、文言追加、整理</p>
<p>6-1-<u>5</u>：(省略)</p>	<p>6-1-<u>6</u>：(省略)</p>	<p>観点番号変更</p>
<p>6-1-<u>6</u>：(省略)</p>	<p>6-1-<u>7</u>：(省略)</p>	<p>観点番号変更</p>
<p>6-2： ○ 教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。</p>	<p>6-2：<u>レベルI</u> ○ 教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。<u>(6-2-1、6-2-2、6-2-3)</u></p>	

6-2-1 : 各教職大学院の目的に応じて教員組織の活動をより活性化するための適切な装置（例えば、年齢及び性別構成バランスへの配慮等。）が講じられているか。	6-2-1 : 各教職大学院の目的に応じて教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成バランスへの配慮等が <u>考えられる。</u> ）が講じられているか。	字句の修正
6-2-2 : <u>専任の研究者教員及び実務家教員それぞれに採用基準、昇格基準等が定められ、運用されているか。また、授業科目を担当する教員の基準が明確であるか。</u>	6-2-2 : 研究者教員及び実務家教員それぞれの採用基準や昇格基準等が、 <u>教職大学院における教育活動に相応しい基準として、明確かつ適切に定められ、運用されているか。特に、教育上の経歴・経歴及び指導能力の評価が行われているか。</u>	文言追加・整理 ○採用基準、昇格基準のほかに、具体的に授業を担当する教員の質が担保されているか、一定の基準が定められているか、という観点を追加。
<u>6-2-3 : 研究者教員の実務経験や実践研究の実績、あるいは実務家教員の学術的業績について、評価する仕組みが設定されているか。</u>	<u>追加</u>	観点追加 ○有識者会議 早急に対応すべきことを反映し、研究者教員、実務家教員の業績について、互いに評価する仕組みがあるか、という観点を追加。
6-2-4 : <u>実務家教員の人材確保の仕組みが明確化されていて、適切に運用されているか。</u>	6-2-3 : <u>実務家教員のリクルートの仕組みが明確化・透明化</u> されていて、適切に運用されているか。	観点番号変更、文言整理
6-3 : ○ 教職大学院における教育活動に関する研究活動が組織的に取り組まれていること。	6-3 : <u>レベルII</u> ○ 教職大学院における教育活動に関する研究活動が組織的に取り組まれていること。 <u>(6-3-1)</u>	
<u>6-3-2 : 地域の学校等における教育課題の解決に還元されるなど、教育の実践に資する研究活動になっているか。</u>	<u>追加</u>	観点追加 ○中央教育審議会答申を反映し、教職大学院における研究活動の内容に関する観点を追加。
6-4 : ○ 授業負担に対して適切に配慮されていること。	6-4 : <u>レベルI</u> ○ 授業負担に対して適切に配慮されていること。	

<u>(6-4-1、6-4-2)</u>		
<u>6-4-1：専任教員の授業や学生指導等の負担に対して配慮がなされ、また、偏りを考慮した割り振りとなっているか。</u>	<u>6-4-1：専任教員の授業負担、学生指導負担に偏りがなく、適切に担当が割り振られているか。</u>	文言整理
<u>6-4-2：学部専任教員とダブル・カウントされる教員の負担に対して、教職大学院における教育・研究に支障をきたさないよう適切な配慮がなされているか。</u>	<u>6-4-2：専任教員の授業負担、学生指導負担に対して、適切な配慮（例えば、既設大学院・学部の授業や学生指導などの負担軽減等）がなされているか。</u>	文言整理 ○教職大学院担当教員における過度の業務負担に対する配慮についての観点。学部担当とのダブル・カウントの範囲が緩和されているが、これにともなう負担の増大を注視。

基準領域 7 : 施設・設備等の教育環境 (基準) 7-1 : ○ 教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。	基準領域 7 : 施設・設備等の教育環境 (基準) 7-1 : <u>レベル I</u> ○ 教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。 <u>(7-1-1、7-1-2、7-1-3、7-1-4、7-1-5)</u>	
7-1-1 : 教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備 (例えば、講義室、演習室、実習室、教員室、 <u>ICTを活用した教育設備等</u> 。) が整備され、有効に活用されているか。	7-1-1 : 教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備 (例えば、講義室、演習室、実習室、教員室等が <u>考えられる</u> 。) が整備され、有効に活用されているか。	文言追加・修正 ○学習指導要領を反映
7-1-2 : 自主的学習環境 (例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等。) が十分に整備され、効果的に利用されているか。	7-1-2 : 自主的学習環境 (例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が <u>考えられる</u> 。) が十分に整備され、効果的に利用されているか。	文言削除
7-1-4 : 複数のキャンパス及びサテライトキャンパスがある場合、キャンパス間の連携協力体制が確立され、運営が効率的になされているか。	7-1-4 : 複数のキャンパス及びサテライトキャンパスがある場合、 <u>教職大学院が運営される大学においては、キャンパス間の連携協力体制が確立され、運営が効率的になされているか。</u>	文言削除
7-1-5 : 教職大学院が複数のキャンパスで運営される場合には、キャンパスごとに、教育研究に支障のないよう必要な施設・設備が設けられているか。	7-1-5 : 教職大学院が複数のキャンパスで運営される場合には、 <u>それぞれのキャンパスごとに、教育研究に支障のないよう必要な施設・設備が設けられているか。</u>	文言削除

基準領域 8 : 管理運営 (基準) 8-1 : ○ 各教職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及びそれを支える事務組織が整備され、機能していること。	基準領域 8 : 管理運営 (基準) 8-1 : <u>レベル I</u> ○ 各教職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及びそれを支える事務組織が整備され、機能していること。 <u>(8-1-1、8-1-2、8-1-3、8-1-4)</u>	
8-1-3 : 教職大学院の管理運営に関する事項を取り扱う事務体制及び職員配置は、教職大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切なものであるか。また、教職大学院の教育課程を実施するために必要な事務職員、技術職員等が適切に配置されているか。	8-1-3 : 教職大学院の管理運営に関する事項を取り扱う事務体制及び職員配置は、教職大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切なものであるか。また、教職大学院の教育課程を実施するために必要な事務職員、技術職員等 <u>の教育支援者</u> が適切に配置されているか。	文言削除
8-1-4 : 管理運営のための組織及び事務体制が、教職大学院の目的を達成するために、効果的な意思決定を行える組織形態となっているか。	8-1-4 : 管理運営のための組織及び事務体制が、 <u>各教職大学院</u> の目的を達成するために、効果的な意思決定を行える組織形態となっているか。	字句の削除
8-2 : ○ 教職大学院における教育研究活動等を適切に遂行できる経費について、配慮がなされていること。	8-2 : <u>レベル I</u> ○ 教職大学院における教育研究活動等を適切に遂行できる経費について、配慮がなされていること。 <u>(8-2-1)</u>	
8-2-1 : 教職大学院における教育研究活動等を適切に遂行できる財政的配慮（例えば実習巡回経費等の独自の予算措置。）が行われているか。	8-2-1 : 教職大学院における教育研究活動等を適切に遂行できる財政的配慮（例えば実習巡回経費等の独自の予算措置 <u>が考えられる</u> 。）が行われているか。	文言削除
8-3 : ○ 教職大学院における教育研究活動等の状況につ	8-3 : <u>レベル I</u> ○ 教職大学院における教育研究活動等の状況につ	

いて、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。	いて、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。 <u>(8-3-1)</u>	
8-3-1：理念・目的、 <u>学生の受入れ</u> 、教育・研究、組織・運営、施設・設備等の状況について公表が行われているか。	8-3-1：理念・目的、 <u>入学者選抜</u> 、教育・研究、組織・運営、施設・設備等の状況について公表が行われているか。	文言整理
<u>8-3-2：教職大学院による研究の成果が理解され、取り入れやすい形で発信されているか。</u>	<u>追加</u>	観点追加 ○公表、周知の観点に、研究成果の発信を追加するもの。特に発信に際しては受ける側に分かりやすい工夫、配慮を求める。

<p>基準領域 9 : 点検評価・FD</p> <p>(基準)</p> <p>9-1 :</p> <p>○ 教育の状況等について点検評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。</p>	<p>基準領域 9 : 点検評価・FD</p> <p>(基準)</p> <p>9-1 : <u>レベル I</u></p> <p>○ 教育の状況等について点検評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。<u>(9-1-1、9-1-2、9-1-3、9-1-4、9-1-5)</u></p>	
<p>9-1-3 : 学外関係者(例えば、修了生、学校・教育委員会等の関係者等)の意見や専門職域に係わる社会のニーズが教育の状況に関する点検評価に適切な形で反映されているか。</p>	<p>9-1-3 : 学外関係者 (<u>当該教職大学院の教職員以外の者</u>)。例えば、修了生、就職先等の関係者等の意見や専門職域に係わる社会のニーズが教育の状況に関する点検評価に適切な形で反映されているか。</p>	<p>文言削除</p>
<p>9-1-5 : 自己点検評価や外部評価等の際に用いた情報、得られた結果については、<u>適切な期間、適切な方法で保管され、提示できる状態となっているか。</u></p>	<p>9-1-5 : 自己点検評価や外部評価等の際に用いた情報、得られた結果については、<u>それを実施した年から最低5年間、適切な方法で保管されているか。また、その場合、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管されているか。</u></p>	<p>文言整理</p>
<p>9-2 :</p> <p>○ <u>教職大学院の教職員同士の協働によるFD(ファカルティ・ディベロップメント)活動組織が機能し、日常的にFD活動が行われていること。</u></p>	<p>9-2 : <u>レベル I</u></p> <p>○ <u>教職大学院の担当教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための組織的な取り組みが適切に行われていること。(9-2-1、9-2-2)</u></p>	<p>文言整理</p> <p>○ SD活動についての項目を追加するにあたり、FD活動とSD活動の関係を整理。また、FD活動は教員同士の協働による活動組織が機能し、日常的に行われているものとする文言に整理。</p>

<p><u>9-2-2: 各教員の担当科目についての、教育または研究上の業績や指導実績を公開、相互交流し、高度な実践的研究力量形成の工夫がなされているか。</u></p>	<p><u>追加</u></p>	<p>観点追加 現行6-1-3欄参照。</p>
<p><u>9-2-3: FD活動について、学生や教職員のニーズが反映されており、教職大学院として高度で実践的な教職専門性を育む適切な配慮がなされているか。</u></p>	<p><u>9-2-2: FD (ファカルティ・ディベロップメント) について、学生や教職員のニーズが反映されており、教職大学院として適切な方法で実施されているか。特に、研究者教員と実務家教員の相互の連携・意思疎通を図るとともに、研究者教員の実践的な知見の充実、実務家教員の理論的な知見の充実に、それぞれ努めているか。また、その取り組みが教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。</u></p>	<p>文言整理 観点番号変更</p>
<p><u>9-2-4: 教職員に必要な知識、技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けているか。</u></p>	<p><u>追加</u></p>	<p>観点追加 大学院設置基準第43条 (研修の機会等) 専門職大学院設置基準第42条第1項で準拠 SD活動に関する事項。</p>

<p>基準領域 10：教育委員会及び学校等との連携</p>	<p>基準領域 10：教育委員会及び学校等との連携</p>	
<p>10-1： ○ 教職大学院の目的に照らし、教育委員会及び学校等との中核的な拠点として連携する体制が整備されていること。</p>	<p>10-1：<u>レベル I</u> ○ 教職大学院の目的に照らし、教育委員会及び学校等と連携する体制が整備されていること。<u>(10-1-1、10-1-2、10-1-3)</u></p>	
<p>10-1-1：教育委員会及び学校等との連携を図る上で、<u>協議会が設置され、適切に運営されており、同組織において議論されたことが、教育課程の編成、教育活動等の整備、充実、改善に活かされ、恒常的に機能しているか。または、教育委員会が設置する協議会において指標の策定等の検討に参画しているか。</u></p>	<p>10-1-1：教育委員会及び学校等との連携を図る上で<u>教職大学院について独自に協議する組織が、管理運営組織体制の中に明確に位置づけられ、整備されているか。</u></p>	<p>文言整理 ○ 専門職大学院設置基準第六条の二（平成三十一年四月施行） ○ 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を・・・ 教育課程に関すること（教育課程連携協議会に関することを含む） ○ 教育公務員特例法等の一部を改正 留意事項 協議会との密接な連携</p> <p>大学院側で設置する協議会組織は外部の意見を取り入れる従来からの協議会と教育課程連携協議会がある。同じ組織で行うこともあり得る。 そのほかに教育委員会が設置する協議会組織として育成指標の策定等を検討する（教員育成）協議会があり、教職大学院はこれに参画することにな</p>

		る。ただし、参画しない場合があることから、この部分を切り離し、また書きとしている。
<u>削除</u>	<u>10-1-2：上記組織が、適切に運営されており、同組織で議論されたことが、実際に教育活動等の整備・充実・改善にいかされ、恒常的に機能しているか。</u>	10-1-1に観点統合
10-1-2：(省略)	10-1-3：(省略)	観点番号変更
<u>10-1-3：教職大学院が現職教員の研修機能を有し、教職生活全体を通じた資質及び能力に支援する取組が行なわれているか。</u>	<u>追加</u>	観点追加 ○中央教育審議会答申、有識者会議報告を反映し、(現職) 教員の研修機能の観点を追加
<u>10-1-4：「履修証明(サーティフィケート)」等の教員の履修要求に応える仕組みが整備されているか。</u>	<u>追加</u>	観点追加